

料金後納
郵便

親展



開封前にあて名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、お手数をおかけしますが、開封せず「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西
3丁目5番24号

大切なお知らせ

裏面からゆっくりと開いてください。水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

年金振込通知書

(振込予定日) 令和5年10月13日

されたことにより、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類	年金	振込先
基礎年金番号	年金コード	※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)する額および控除後振込額※2

	令和 年 月の支払額	令和 年 月からの令和 年 月の各期支払額	令和 年 月の支払額	令和 年 月の支払額	参考: 前回支払額(令和 年 月の支払額)
年金支払額※3	円	円	円	円	円
介護保険料額※4	円	円	円	円	円
※4	円	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	円	円	円	円	円
個人住民税額※4	円	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。(ゆうちょ銀行を除く。)

※2 令和6年4月までの支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。

※3 下面の「注意事項」をご覧ください。

※4 下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書について(振込予定日等)

振込予定日 年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 上記の「年金振込通知書」で、「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を含んでいます。

年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、上記の「年金振込通知書」に記載している金額から変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料等の金額については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

音声コード

※左のマークは音声コードです。このお知らせに関する内容を音声で聞くことができます。

制度改正について

【在職時改定制度の導入】

令和4年4月から、毎年、基準日(9月1日)に在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者について、基準日の属する月前の厚生年金保険加入期間を反映して、年金額を毎年10月分から改定する仕組み(在職時改定)が導入されました。在職時改定に該当する方への年金額改定のお知らせ(支給額変更通知書)は、11月上旬に送付する予定です。

